

横浜市隣地統合事業補助制度 補助交付申請前チェックリスト

項目		概要	チェック欄	
対象区域（①又は②のいずれか）		①重点対策地域	☐	
		②①以外の補助対象地区	☐	
隣地統合の定義		以下の要件を満たす対象地を購入し、2筆以上の土地を一体で利用すること	☐	
要件	対象地	狭小敷地（概ね50㎡未満の土地）、未接道敷地（専用通路敷地の場合は建築基準条例に適合しないものを含む。）、隣接敷地（狭小敷地又は未接道敷地に接している土地）は、次の全てを満たすこと		
		隣地統合を行う土地	①購入地と所有地が2メートル以上接していること	☐
	②相続又は贈与による隣地統合ではないこと		☐	
	③補助交付申請時点で、狭小敷地又は未接道敷地と隣接敷地は、三親等以内の親族ではない異なる者が所有する土地であること。		☐	
	④狭小敷地又は未接道敷地に建築物が存在すること		☐	
	⑤過去に補助を受けて隣地統合した土地又はその一部を含まないこと		☐	
	隣地統合後の土地	①一敷地として利用すること（次の場合を除く） （例外1）狭小敷地かつ未接道敷地を含む隣地統合を行った土地で、全ての敷地が50㎡以上になるように分割する場合 （例外2）「例外1」の場合を除き、全ての敷地が100㎡以上になるように分割する場合	☐	
		②建築基準法関係規定による敷地面積の最低限度を満たすこと	☐	
		③狭小敷地又は未接道敷地に存する建築物を、補助交付決定通知を受けた日から1年以内に除却すること	☐	
		④建築基準法による接道条件を満たすこと	☐	
		補助対象者	次の全てを満たす者	
			①統合する土地の所有者又はその三親等以内の親族	☐
	②隣地統合を実施する者		☐	
	③市税の滞納がない者		☐	
	補助対象費用（消費税を除く）・補助率		①測量及び境界明示費用	1/2
②登記費用			1/2	☐
③不動産取得に係る仲介手数料			1/2	☐
④土地代金			1/10	☐
①②③については、市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者から見積書の徴収が必要。（④は不要。）			☐	
補助額の算定方法		補助対象費用に補助率を掛けて算出した額（1,000円未満切り捨て）の合計額	☐	
補助上限額		①重点対策地域 ⇒100万円	☐	
		②①以外の補助対象地区⇒50万円	☐	
補助交付申請の時期		狭小敷地又は未接道敷地に存する建築物の除却前で、かつ補助対象（測量及び境界明示、登記、不動産取得）となる費用に係る契約の締結前	☐	
完了実績報告提出の時期		補助対象（測量及び境界明示、登記、不動産取得）となる費用に係る契約の履行完了後（建物除却前でも可）	☐	
除却報告書提出の時期		狭小敷地又は未接道敷地に存する建築物を除却後（補助交付決定通知を受けた日から1年以内に提出が必須）	☐	